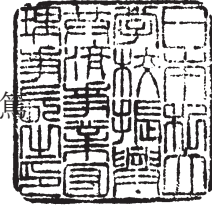


任意継続加入者 殿

日本私立学校振興・共済事業団  
理事長 清 家 篤



## 被扶養者の『国内居住要件』の追加にかかる 私立学校教職員共済法施行規則の一部改正について

平素より私学事業団の業務につきましては、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため健康保険法等の一部が改正され、令和2年4月より被扶養者の認定要件に「日本国内に住所を有すること(住民票があること)」(以下「国内居住要件」といいます)が追加されます。これに伴い私立学校教職員共済法の施行規則を改正する省令が令和1年10月8日公布されました。

本改正省令により国内居住要件の例外事項や届け出について下記のとおりとなりましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 国内居住要件の例外

令和2年4月より被扶養者の認定要件として「国内居住」であることが追加されますが、例外として日本に住民票がなくても被扶養者となる人や、日本に住民票があっても被扶養者から除外される人がいます。2年4月1日時点で次の(1)から(3)に該当する被扶養者がいる場合は、私学事業団への手続きが必要となります。本改正に伴う手続き書類の受け付けを開始しておりますのでご提出ください。

##### (1) 日本に住民票がなくても例外として被扶養者となる人

加入者の被扶養者として認定されている人が、2年4月1日時点で次の表①～③に該当するときは、国内居住要件の例外として被扶養者となりますので、「被扶養者国内居住例外該当・不該当届出書」と確認書類を一緒に私学事業団へ提出してください。届出用紙は私学共済ホームページからダウンロードできます。

なお、2年4月以降に④を理由に被扶養者の認定申請をするときは、新たに確認書類の添付も必要となります。確認書類が外国語で作成されているときは、翻訳者の記名押印をした翻訳文を添付してください。また、確認書類について写しを添付する場合は、加入者が原本証明をしてください(確認書類の写しが原本と相違ない旨を記載し加入者の記名、押印をしてください)。

例外として認められる事由	確認書類（例）
①外国において留学をする学生	ビザ、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
②外国に赴任する加入者に同行する者（原則：配偶者、子のみ）	ビザ、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書の写し
③就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者（観光、保養またはボランティア活動等）	ビザ、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④加入者の海外赴任中に出産・婚姻等で身分関係が生じた者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し

(2) 日本に住民票があっても例外として被扶養者から除外される人

- ①日本国籍を有さない人で、医療目的で来日する人（医療滞在ビザ）とその人の日常生活の世話をするために来日している人
  - ②海外で就労しており、日本で全く生活していないなど、日本国内に生活の基盤がないと判断される人
  - ③1年を超えない期間で観光・保養等で来日している人
- ①、②又は③に該当し国内居住要件の例外として被扶養者から除外される人は「被扶養者取消申請書」により速やかに取り消しの手続きをしてください。

(3) 国内居住要件の例外に該当せず被扶養者の要件を欠いている人

「被扶養者取消申請書」を私学事業団へ提出してください。

※(2)又は(3)により「被扶養者取消申請書」を提出する場合は、被扶養者の要件を欠くに至った理由欄に「6. その他（国内居住要件不該当）又は（例外として除外）」、年月日欄に「令和2年4月1日」と記入してください。なお、遡って被扶養者の要件を欠いていることが判明した場合、取消日以降に加入者被扶養者証を使用して保険診療を受けた医療費等の全額を返還していただくこととなりますので、手続き漏れに注意してください。

## 2 その他

- ・国内居住要件を満たさず被扶養者の要件を欠く人が2年4月1日時点で日本国内の保険医療機関に入院している場合は、経過処置が設けられましたので、退院日をもって被扶養者の取り消しをしてください。「被扶養者取消申請書」には、入院期間を証明する書類を添付してください。
- ・国内居住要件の例外に該当し、届け出をしていた被扶養者が帰国したとき（例外でなく国内居住要件を満たしたとき）は「被扶養者国内居住例外該当・不該当届出書」を提出してください。

- ・海外在住を理由に「後期高齢者不該当届出書」を提出し、被扶養者として認定されている 75 歳以上の父母等については「被扶養者取消申請書」を忘れずに提出してください。
- ・取消日までは加入者被扶養者証を使用して保険診療を受けることができます。加入者被扶養者証・高齢受給者証・限度額認定証等は取消日以降直ちに事業団に返納してください。
- ・2年4月以降の被扶養者認定申請については、国内居住であることを確認するため、「被扶養者認定申請書」に被扶養者となる人のマイナンバー及び住所を必ず記入してください。国内の居住を確認するための住民票を添付することは、原則不要とします。ただし、同居要件を確認するための住民票については、これまでどおり添付が必要になります。  
被扶養者の国内居住要件の追加にかかる手続き等については、私学共済ホームページにも掲載しておりますので、併せてご確認ください。

〈照会等の問い合わせ先〉

共済事業本部 業務部 資格課 資格第一係

〒113-8441 東京都文京区湯島 1-7-5

電話番号 03-3813-5321(代)